

Q1 今年度は、病院機能評価受審のため民間指導業者にコンサル委託料を支払ったのをはじめ研修費用が例年よりかなり増えていますので人材投資促進税制の適用を受けようと考えています。ついては、制度の骨子と教育訓練費用で人材投資促進税制の対象となるものとならないものについて教えてください。

A **ポイント**

- (1) 人材投資促進税制は、教育訓練費の額が増加した場合に下記の法人税額又は所得税額の特別控除が受けられる制度です(ただし、税額の10%が限度)。
 - 基本制度 増加額(当期の教育訓練費 - 直前2期の平均教育訓練費) × 25%
 - 中小企業者等の特例制度 総額(当期の教育訓練費) × 20%(最大)
- (2) 教育訓練の対象となる社員は、使用人で契約社員、パート・アルバイトも含まれます。役員、個人事業主及びその特殊関係者、使用人兼務役員は対象となりません。
- (3) 研修を外部に委託した場合の委託費は教育訓練費に含まれます。
- (4) 研修を受ける従業員に支給した旅費、交通費は教育訓練費には含まれません。

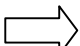
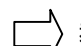
1. 人材投資促進税制の概要

(1) 基本制度

青色申告書を提出する法人又は個人(以下、法人等といいます)の適用年度である当期の所得の金額の計算上、損金の額又は必要経費に算入される教育訓練費の額が、その直前2年以内の教育訓練費の平均額(「比較教育訓練費」といいます。)を超える場合には、その超える部分の金額の100分の25相当額の特別税額控除が認められます。ただし、当期の法人税額又は所得税額の100分の10相当額が限度とされています((2)の特例の場合も同じ)。

(2) 中小企業者等の特例制度

青色申告書を提出する中小企業者等については、上記(1)の制度の適用に代えて、当期の所得の金額の計算上、損金の額又は必要経費に算入される教育訓練費の額に対し次の特別控除割合による特別税額控除を選択適用する特例が認められます(制度の選択は事業年度ごとに可能)。

- イ 教育訓練費増加割合(当期の所得の金額の計算上損金の額又は必要経費に算入される教育訓練費の額からその直前2年以内の教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合)が100分の40以上  100分の20
- ロ 教育訓練費増加割合が100分の40未満  教育訓練費増加割合 × 0.5

中小企業者とは、資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人、従業員の数が1,000人以下の個人をいい、その判定は、事業年度終了の現況により行います。
なお、法人住民税(法人税割)の計算にあたっては、中小企業者についてのみ、基本制度、特

例制度を問わず、税額控除後の法人税額が課税標準とされます。

- (3) 適用時期
- | | | |
|---|----|----------------------------------|
| ┌ | 法人 | 平成 17.4.1 ~ 20.3.31 の間に開始する各事業年度 |
| | 個人 | 平成 18 ~ 20 年の各年分 |

2. 税額控除の対象となる教育訓練費の範囲

この制度の適用のある教育訓練費とは、法人等の使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する下表の 1 ~ 4 の費用をいいます。したがって、法人の役員・個人事業主及びその特殊関係者、使用人兼務役員に対するものは対象とはなりません。

また、教育訓練費に充てるため他の者から支払いを受ける金額(国等から交付を受けた補助金、販売業者等が取扱商品の製造業者等から受けた金銭等)がある場合は、その金額を控除します。

1. 自社研修費用 使用人に対して教育、訓練、研修、講習等を自ら行う場合の次の費用

外部講師謝金等 社外講師、指導員に支払う講師料・指導員料

外部講師等への交通費、旅費(宿泊費、食費等を含む)も含まれます。

- * 講師に対する謝金等が教育訓練費となるのは講師を外部から招聘した場合に限られ、社内講師に支払う人件費や講師料、交通費、旅費は教育訓練費には含まれません。
- * 従業員の教育訓練期間中に支払う給与、交通費、旅費(宿泊費、食費等を含む)は教育訓練費には含まれません。

外部施設等使用料 研修を行うために使用する外部施設・設備等の借上料、利用料

施設(研修施設、会議室、実習室等)、設備(教育訓練用シュミレーター設備等)、器具・備品(OHP、プロジェクター、ホワイトボード、パソコン等)、eラーニング教育訓練コンテンツ使用料等

- * 自社所有の研修所に関する、改修・修繕した費用、減価償却費、光熱費や維持管理費は教育訓練費には含まれません。

2. 研修委託費 法人等から委託を受けた他の者が教育訓練等を行う場合に支払う費用

講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関(民間の教育会社、大学、専修学校等)へ委託する場合の費用

委託先が教育訓練を業としていない一般の事業会社であっても、実態として教育訓練を行うのであれば、委託費は教育訓練費に含まれます。

3. 外部研修参加費 使用人を他の者が行う教育訓練等(研修講座、講習会、セミナー、技術指導等)に参加させる場合に支払う授業料、受講料、受験手数料等

費用には、資格や免許取得のための受験料、職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるために大学院等に留学させる場合の授業料、教科書等の費用も含まれます。

- * 留学期間中に支払う人件費や旅費、住居費など学資金とは直接関係ない費用は教育訓練費には含まれません。

4. 教科書その他の教材費 使用人の教育訓練等の用に供する教科書等の購入又は他の者に製作を委託した場合に支払う費用

- * 書籍を買い与えるだけの教育行為が伴っていない場合の図書費等は対象となりません。
- * 法人が自ら教科書等を製作した場合の人件費、材料購入費等の制作費は含まれません。

Q2 マイホームを取得した場合にかかる税金の全体像をつかみたいのですが、具体的な計算例で説明していただけますか。

また、今年のマイホーム取得にかかるローン控除はどれくらい受けられますか。

A

ポイント

- (1) 住宅の購入には、登録免許税、印紙税、不動産取得税、消費税が、翌年から所有していることにより固定資産税、都市計画税がそれぞれかかります。計算例では税額の合計が約56万円(ただし、消費税、地方消費税を除く)となっています。
- (2) 住宅ローン控除額は、今年の場合、住宅借入金年末残高に対し1~7年目は1%(上限30万円)、8~10年目は0.5%(上限15万円)となっています。

1. マイホーム取得にかかる税金の計算例

設例 一戸建ての住宅を4,000万円で購入した場合にかかる税金の計算をしてみましょう。
内訳 土地 264 m² 1,500万円(固定資産税評価額1,050万円と仮定)
建物 165 m² 2,500万円(" 1,500万円と仮定)
なお、購入に際し住宅ローン3,000万円の抵当権設定登記を行った。
(注)土地に対する固定資産税及び都市計画税について、税負担の調整措置はないものとします。

- (1) 登録免許税 土地 1,050万円×10/1,000=105,000円
[180,000円] 建物 1,500万円×3/1,000=45,000円(住宅家屋の登録免許税の軽減)
抵当権設定登記 3,000万円×1/1,000=30,000円(抵当権設定登記の ")
- (2) 印紙税 住宅売買契約書 15,000円
[35,000円] 金銭消費貸借契約証書 20,000円
- (3) 不動産取得税 土地 1,050万円×1/2×3%=157,500円
[128,100円] 税額の減額措置 1,050万円÷264 m²×1/2×200 m²=3,977,272円
3,977,272円 3,977,000円×3%=119,310円
- =38,190円 38,100円(注)減額措置は減額申請後となります。
(住宅を取得したときの課税標準の特例措置)
建物(1,500万円-1,200万円)×3%=90,000円
(注)新築建物の場合固定資産税評価があるため納税は土地とは別に翌年。
- (4) 消費税等 建物 2,500万円×5%(消費税4%+地方消費税1%)=1,250,000円
以上、マイホーム取得にかかる登録免許税、印紙税、不動産取得税の合計は、343,100円、消費税、地方消費税は計1,250,000円かかります。
- (5) 固定資産税 (住宅用地に対する課税標準の特例措置)
[164,000円] 土地(1,050万円×200 m²/264 m²×1/6)+{1,050万円×(264 m²-200 m²)/264 m²×1/3}=2,174,241円
(新築住宅の固定資産税の減額措置)
建物(1,500万円×120 m²/165 m²×1/2)+{1,500万円×(165 m²-120

$$\text{m}^2) / 165 \text{ m}^2 \} = 9,545,454 \text{ 円} \quad 9,545,400 \text{ 円}$$

$$\text{土地} + \text{建物} \quad 2,174,241 \text{ 円} + 9,545,400 \text{ 円} = 11,719,641 \text{ 円} \quad 11,719,000 \text{ 円}$$

$$11,719,000 \text{ 円} \times 1.4\% = 164,066 \text{ 円} \quad 164,000 \text{ 円}$$

(注)新築住宅の固定資産税の減額措置は3年度分。

(6) 都市計画税

$$\text{土地} (1,050 \text{ 万円} \times 200 / 264 \times 1 / 3) + \{1,050 \text{ 万円} \times (264 - 200) / 264 \times 2 / 3\} = 4,348,484 \text{ 円} (\text{住宅用地に対する課税標準の特例措置})$$

[58,000 円]

建物 1,500 万円

$$\text{土地} + \text{建物} \quad 4,348,484 \text{ 円} + 15,000,000 \text{ 円} = 19,348,484 \text{ 円} \quad 19,348,000 \text{ 円}$$

$$19,348,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 58,044 \text{ 円} \quad 58,000 \text{ 円}$$

マイホームを保有していることにより取得した翌年からかかる固定資産税、都市計画税は初年度合計 222,000 円となります。

2. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）

居住用家屋を取得して6ヵ月以内にその人の居住の用に供した場合、一定の住宅借入金等を有するときは、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅を居住の用に供した日に応じて次表に掲げる控除期間においてその住宅借入金等の年末残高の合計額を基として控除率を乗じた金額を、住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除できます。

この制度は平成20年までの特別控除制度ですが、10年間の控除期間は維持されているものの、対象となる住宅借入金残高の上限及び控除率は年を追って不利になるようになっていきます。

平成18年度については、住宅借入金3,000万円までの部分について7年目までは控除率1%（控除限度額30万円）、8～10年目は控除率0.5%（同15万円）となっています。

【住宅ローン控除制度の内容】

居住年	控除期間	住宅借入金年末残高	適用年	控除率	各年の上限
平成18年	10年間	3,000万円以下の部分	1～7年目	1%	30万円
			8～10年目	0.5%	15万円
平成19年	10年間	2,500万円以下の部分	1～6年目	1%	25万円
			7～10年目	0.5%	12.5万円
平成20年	10年間	2,000万円以下の部分	1～6年目	1%	20万円
			7～10年目	0.5%	10万円

特別控除の対象となる住宅ローン等の要件及び住宅の要件

特別控除の対象となる住宅ローン等の3要件	1. 住宅の新築や購入又は増改築などのために直接必要な借入金又は債務。 2. 償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済されるものなど。 3. 銀行、信金、農協、住宅金融公庫、使用者など一定の者からの借入金。 ただし、無利子又は1%を下回る利率によるものは対象となりません。
住宅の要件	新築や購入した住宅の床面積が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住用に使用するものであること。

1の計算例で住宅ローンの年末残高が2,940万円である場合、確定申告を行うことによって、2,940万円×1% = 294,000円の住宅ローン控除が受けられます。